

改正案	改正前
<p>4 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書(<u>第9項、第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書(<u>同条第33項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る</p>	<p>4 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項</u>及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項</u>及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(<u>同条第21項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る</p>

改 正 案	改 正 前
<p>税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が、<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が、<u>法第321条の11第1項又は第3項</u>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項に</p>	<p>税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して法施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第22項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が、<u>法第321条の11第1項又は第3項</u>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項に</p>

改 正 案	改 正 前
<p>において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p>	<p>において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条の2第4項において同じ。))がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条の2第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の2</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第11項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 略</p> <p>11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受</p>	<p><u>第4項</u>において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、<u>当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。</u></p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第12項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受</p>

改 正 案	改 正 前
<p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと _____ _____ _____ _____ _____）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額</p>	<p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第47条の2 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第47条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量を</p>	<p>までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第103条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量を</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</u> (追加)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> (追加)</p>	

(3) 第3条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>第3条 上越市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第3条 _____ _____及び附則第8条の規定 令和3年 4月1日</p> <p><u>第4条 削除</u></p>	<p>第3条 上越市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第15条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第3条中上越市市税条例第15条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第3条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び附則第8条の規定 令和3年4月1日</p> <p>第4条 <u>附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

(4) 第4条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項、第23項又は第27項から第30項 までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条(第3項及び第8項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項、第24項又は第28項から第31項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条(第3項及び第8項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該</p>

改 正 案	改 正 前
<p>宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>6 <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度</p>	<p>宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 <u>附則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>9 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は<u>附則第15条</u>若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の</p>	<p>の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>10 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の</p>

改 正 案	改 正 前
<p>区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>10 略</p> <p>11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第9項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>12 <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第9項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、<u>第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第27項から第30項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第27項から第30項まで</u>又は<u>附則第15条、第15条の3若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>（平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の課税標準の特例）</p>	<p>区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表 略</p> <p>11 略</p> <p>12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>13 <u>附則第5項及び第7項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第10項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、前2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第28項から第31項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第28項から第31項まで</u>又は<u>法附則第15条若しくは第15条の3</u>」とする。</p> <p>（平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の課税標準の特例）</p>

改 正 案	改 正 前
<p>1 4 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>1 5及び1 6 略</p>	<p>1 5 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>1 6及び1 7 略</p>

(5) 第5条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～1 2 略</p> <p>1 3 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～1 2 略</p> <p>1 3 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第61条」とする。</p>

(6) 附則第8条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～1 2 略</p> <p>1 3 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条</p>	<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～1 2 略</p> <p>1 3 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条</p>

改正案

第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 略

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
略		

改正前

第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 略

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
略		

(7) 附則第9条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2及び第3条の規定並びに第4条中上越市市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第11条第3号の項の改正規定(「第103条の5第1項」を「第89条の6第1項の申告書、第103条の5第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の上越市市税条例(附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。)第23条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2及び第3条の規定並びに第4条中上越市市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第11条第3号の項の改正規定(「第103条の5第1項」を「第89条の6第1項の申告書、第103条の5第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の上越市市税条例(附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。)第23条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

(8) 附則第10条の規定による上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 附則第6条の規定 <u>令和元年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第1号に掲げる改正規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 附則第6条の規定 <u>平成31年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前条第1号に掲げる改正規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p>

(9) 附則第11条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 <u>平成30年10月1日から令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第89条の6第1項の申告書、第103条の5第1項」とあるのは、「第103条の5第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 <u>平成30年10月1日から平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第89条の6第1項の申告書、第103条の5第1項」とあるのは、「第103条の5第1項」とする。 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当</p>

改 正 案	改 正 前
<p>該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の上越市市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第11条、第103条の5第4項及び第5項、第103条の8並びに第103条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 <u>2年新条例</u> 第103条の6の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場</p>	<p>該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の上越市市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第11条、第103条の5第4項及び第5項、第103条の8並びに第103条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 <u>32年新条例</u> 第103条の6の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場</p>

改 正 案	改 正 前
<p>合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>
<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第11条 <u>令和3年10月1日</u> 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5</p>	<p>第11条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5</p>

改 正 案	改 正 前
<p>様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の上越市市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第11条、第103条の5第4項及び第5項、第103条の8並びに第103条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 <u>3年新条例</u> 第103条の6の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の上越市市税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第11条、第103条の5第4項及び第5項、第103条の8並びに第103条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>5 <u>33年新条例</u> 第103条の6の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

上越市市税条例等の一部改正の主な概要

○令和 2 年度税制改正に伴うもの

1 個人市民税関係

(1) 人的非課税措置の見直し

(市税条例第 15 条関係)

ア 改正の概要

現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している 18 歳以下の児童の父又は母）に対する個人市民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

改正前（平成31年度税制改正分）

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者
- ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く



改正後

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親
- ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く
- ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。

イ 適用 令和 3 年度以後の個人市民税に適用

(2) ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直し

(市税条例第 21 条関係)

ア 改正の概要

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用
- ② 上記以外の寡婦については、引き続き控除額 26 万円を適用することとし、扶養親族を持つ寡婦について所得制限（500 万円以下（給与収入 678 万円））を設定

		現 行				改正後				
		配偶関係		死別		離別				未婚のひとり親
		本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	~500万円
本人が女性	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30
			子以外	26	26	26	26	26	26	26
	無	有	26	—	—	—	—	—	—	—
		無	26	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	26	—	26	—	—	—	—
			子以外	—	—	—	—	—	—	—
	無	有	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—

※表中の数字は個人市民税に係る所得控除の額（万円）

イ 適用 令和3年度以後の個人市民税に適用

2 固定資産税関係

(1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

(市税条例第60条関係)

ア 改正の概要

調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

なお、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

※…「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等

イ 適用 令和3年度以後の固定資産税に適用

(2) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

(市税条例第82条の6関係)

ア 改正の概要

不動産登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

イ 適用 条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者に適用

3 市たばこ税関係

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

(市税条例第 103 条関係)

ア 改正の概要

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満のもの）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本と換算する方法に見直す。ただし、令和3年9月30日までの1年間について「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税する経過措置を講じた上で、最低税率を段階的に引上げる。

区 分		課税方式	現 行	見直し案
		紙巻たばこ		本数課税
葉巻 たばこ	1グラム未満	重量比例課税		本数課税
	1グラム以上			重量比例課税

イ 適用 令和2年10月1日から適用

○国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

1 徴収の猶予関係

(1) 徴収の猶予制度の特例に関する手続

(市税条例附則第 26 条関係)

ア 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者に対して徴収を猶予する特例を設けたことに伴い、地方税法の規定において条例委任している徴収猶予に関する書類の訂正手続等の一部について、現行の猶予制度の規定を準用する。

《参考》

特例制度の概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する市税について、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収を猶予することができるもの。

～現行の徴収猶予制度と特例の比較～

現行	特例
○事業につき、著しい損失(※)を受けた場合で、一時に納税することが困難と認められる場合に徴収を猶予 ※猶予を受ける期間の直前 1 年間に利益の額の 50%を超える損失	○令和 2 年 2 月から納期限までの一定期間(1 か月以上)において収入が前年同期比の概ね 20%以上減少した場合で、一時に納税することが困難と認められる場合に徴収を猶予
○原則(※)として、担保の提供が必要 ※猶予を受ける金額が 100 万円以下かつ猶予期間が 3 か月以内の場合は担保不要	○担保は不要
○延滞金は軽減(年 1.6%)	○延滞金は免除

イ 適用 条例の公布の日から適用

2 個人市民税関係

- (1) イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人市民税における対応

(市税条例附則第 27 条関係)

ア 改正の概要

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについて、個人市民税の税額控除の対象とする。

イ 対象

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに日本国内で開催予定であったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって文化庁等のホームページに掲載されたイベントを対象とする。

- (2) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人市民税における対応

(市税条例附則第 28 条関係)

ア 改正の概要

所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件（入居期限や契約期限等）を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する。

なお、今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。

3 固定資産税関係

- (1) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

(市税条例附則第 8 条の 2 関係)

ア 改正の概要

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等（※）を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を 2 年延長する。

※…「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、資本金又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人、常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人

イ 市の対応 固定資産税をゼロ

ウ 適用 令和 3 年度及び令和 4 年度の固定資産税に適用

4 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

(市税条例附則第 12 条の 2 の 2 関係)

ア 改正の概要

軽自動車税環境性能割の税率を 1% 分軽減する特例措置について、その適用期限を令和 2 年 9 月 30 日から 6 か月延長する。

イ 適用 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車）に適用

《参考》

5 地方税法の改正のみで実施される税制上の措置

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

ア 改正の概要

厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。なお、この措置による固定資産税及び都市計画税の減収については、全額国費で補填する。

制度概要

令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

対象者	軽減割合
30%以上 50%未満減少している者	2 分の 1
50%以上減少している者	全額

イ 適用 令和 3 年度の課税分に適用

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第58号
提出課	用地管財課

歳出科目 (P32~P33)	2款1項22目	駐車場管理費
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
駐車場管理費	25,073	733	25,806

主な補正財源		主な経費	
一般財源	733	補償、補填及び賠償金	733

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	733	733
指定管理減収補填金	0	733	733

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
上越市大手町駐車場 上越市高田駅前立体駐輪駐車場	733	上越市本町三丁目商店街振興組合

歳出科目 (P32~P33)	2 款 1 項 26 目	市民プラザ費
----------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	75,021	7,247	82,268

主な補正財源		主な経費	
一般財源	7,247	補償、補填及び賠償金	7,247

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	7,247	7,247
指定管理減収補填金	0	7,247	7,247

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
上越市市民プラザ	7,247	株式会社上越シビックサービス

歳出科目 (P32～P33)	2款7項1目	総合文化施設運営費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
リージョンプラザ上越管理運営費	184,916	6,574	191,490

主な補正財源		主な経費	
一般財源	6,574	補償、補填及び賠償金	6,574

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により利用料金収入等が減少した施設の指定管理者に対し、協定に基づき、4月から6月までの減収分を補填するもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	6,574	6,574
指定管理減収補填金	0	6,574	6,574

○補填対象施設等

施設名	補填額	指定管理者
リージョンプラザ上越	6,574	新東産業株式会社